

取扱説明書

Box 型 SSPRO

形式
BSS30

ご使用いただく前に

このたびは、弊社の製品をお買い上げいただき誠にありがとうございます。本器をご使用いただく前に、下記事項をご確認下さい。

- ・本器は一般産業用です。安全機器、事故防止システム、生命維持、環境保全など、より高い安全性が要求される用途、また車両制御や燃焼制御機器など、より高い信頼性が要求される用途には、必ずしも万全の機能を持つものではありません。
- ・安全にご使用いただくために、機器の設置や接続は、電気的知識のある技術者が行って下さい。

■梱包内容を確認して下さい

- ・ Box 型 SSPRO.....1 台
- ・ SCADALINXpro ライセンスキー
(クライアント数 01) (USB タイプ)1 個

■形式を確認して下さい

お手元の製品がご注文された形式かどうか、スペック表示で形式と仕様を確認して下さい。

■取扱説明書の記載内容について

本取扱説明書は SCADALINXpro の使用許諾契約および本器の取扱い方法、外部結線および簡単な保守方法について記載したものです。SCADALINXpro HMI パッケージ (形式: SSPRO6) に関する詳細は、ホットラインにお問合せ下さい。

ご注意事項

●供給電源

- ・許容電圧範囲、消費電力
スペック表示で定格電圧をご確認下さい。
直流電源: 24 V DC ± 10 %, 約 18 W
- ・UPS による電源のバックアップを行って下さい。

●取扱いについて

- ・本体の取外または取付を行う場合は、危険防止のため必ず、電源を遮断して下さい。
- ・端子台を取外または取付を行う場合は、危険防止のため必ず、電源を遮断して下さい。

●設置について

- ・屋内でご使用下さい。
- ・塵埃、金属粉などの多いところでは、使用しないで下さい。
- ・振動、衝撃は故障の原因となることがあるため極力避けて下さい。
- ・周囲温度が 0 ~ 50℃を超えるような場所、周囲湿度が 30 ~ 80 % RH を超えるような場所や結露するような

場所でのご使用は、寿命・動作に影響しますので避けて下さい。

- ・清浄な雰囲気中に設置して下さい。シンナー、アセトン、ホルマリン、亜硫酸ガスなど、有機性ガス雰囲気中での長時間の使用は避けて下さい。
- ・直射日光が当たる場所には絶対に放置しないで下さい。

●配線について

- ・配線は、ノイズ発生源 (リレー駆動線、高周波ラインなど) の近くに設置しないで下さい。
- ・ノイズが重畳している配線と共に結束したり、同一ダクト内に収納することは避けて下さい。

●その他

- ・本器は電源投入と同時に動作しますが、すべての性能を満足するには 10 分の通電が必要です。

●SD カードについて

- ・SD カードのフォーマットには SD アソシエーションの提供する「SD カードフォーマッター」以外使用しないで下さい。「SD カードフォーマッター」は SD アソシエーションのホームページ <https://www.sdcard.org> よりダウンロードが可能です。

●ソフトウェアの更新について

- ・本器はオペレーティングシステムとして「Windows10 IoT Enterprise2016 LTSB」を採用しています。
- ・Windows10 の自動更新は、工場出荷時は禁止に設定しています。
- ・インターネットブラウザ以外の Windows10 アプリケーションソフトのインストールおよび SCADALINXpro のアップデート以外は、基本的には行わないで下さい。インターネットブラウザ以外のアプリケーションのインストールおよび SCADALINXpro のアップデート以外をされた場合、動作保証対象外となります。ウィルス対策等のアプリケーションソフトをインストールする場合は、使用されるシステム構成をよくご理解した上、お客様責任で行って下さい。

●使用許諾契約について

- ・本器の購入にともなって使用許諾契約のすべての条項にご同意いただいたものとします。

●ライセンスキー (USB キー) について

- ・本器を購入すると、ライセンスキー (USB キー) が 1 つ提供されます。本器にインストールされた SCADALINXpro のアプリケーションを使用する際は、本器に本ライセンスキーが接続されている必要があります。

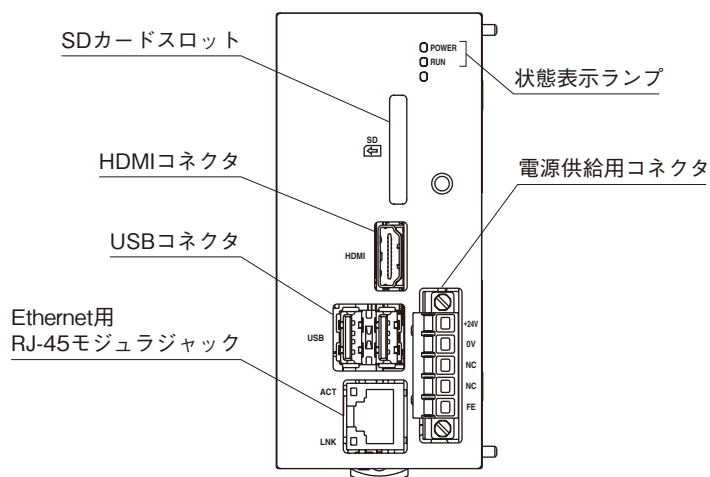
●サポート

- ・本器を動作させるには、SCADALINXpro Sever や SCADALINXpro Editor によるエンジニアリング、SCADALINXpro Browser のセットアップが必要です。技術サポートをご希望の方は、SCADALINXpro 個別セミナーの受講が必要です。詳しくはホットラインにお問合せ下さい。

ユーザ登録（無料）のご案内

ファームウェアバージョンアップの情報をお受け取りいただくために、ユーザ登録をお願いします。ユーザ登録は、弊社ホームページにある「ユーザ登録」より行なって下さい。

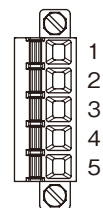
各部の名称



■状態表示ランプ

ランプ名	表示色	動作
POWER	緑色	電源 ON 時点灯 電源 OFF 時消灯
RUN	緑色	シャットダウン処理前点灯 シャットダウン処理後消灯

■供給電源の配線



■Ethernet 表示ランプ

ランプ名	表示色	動作
ACT	黄色	通信時点灯
LNK	緑色	リンク確立時点灯

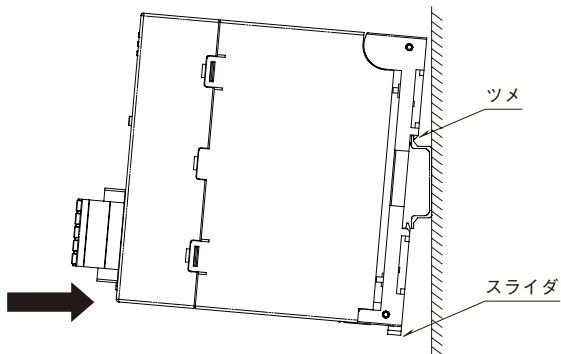
端子番号	信号名	機能
1	24 V	供給電源 (24 V DC)
2	0V	供給電源 (0 V DC)
3	NC	未使用
4	NC	未使用
5	FE	機能接地

取付方法

■取付方法

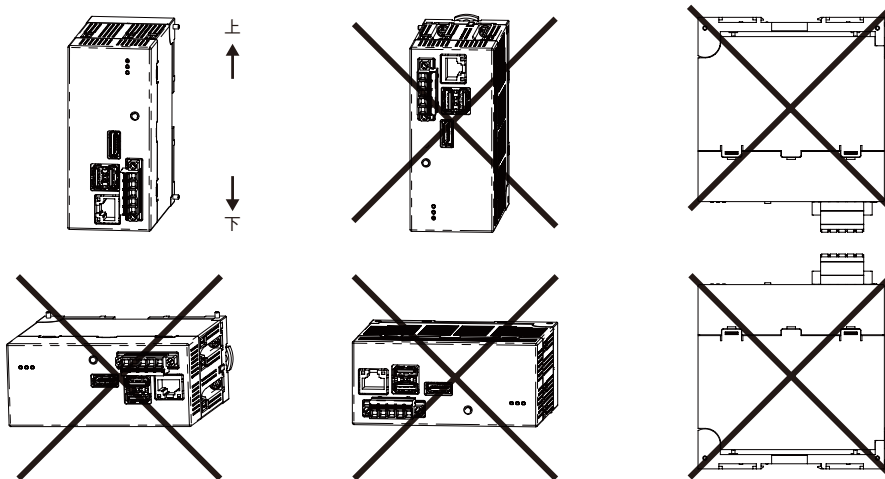
本体はスライダのある方を下にして下さい。取付ける際は、本体裏面のの上側ツメを DIN レールに掛け、本体下側を押し、スライダを上押しして固定して下さい。

取外す際は、マイナスドライバーなどでスライダを下に押し下げ、その状態で下側から引いて下さい。



■取付方向

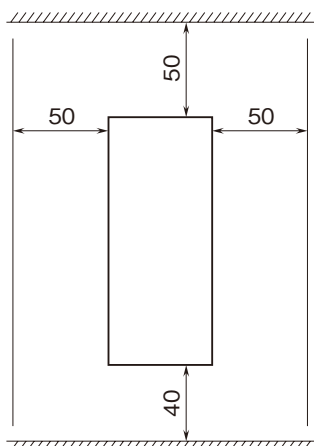
取付けは、下図のような垂直取付けを行って下さい。垂直取付け以外の取付けは、内部温度の上昇により、寿命の低下や性能低下の原因となります。



■盤内への取付 (単位: mm)

- ・ 通風スペースを十分にとること
- ・ ヒータ、トランス、抵抗器などの発熱量の多い機器の真上には取付けないこと
- ・ 保守などのために、上下にスペースを設けて下さい。

盤の天井、配線ダクト (高さ50mm以下) を示す。

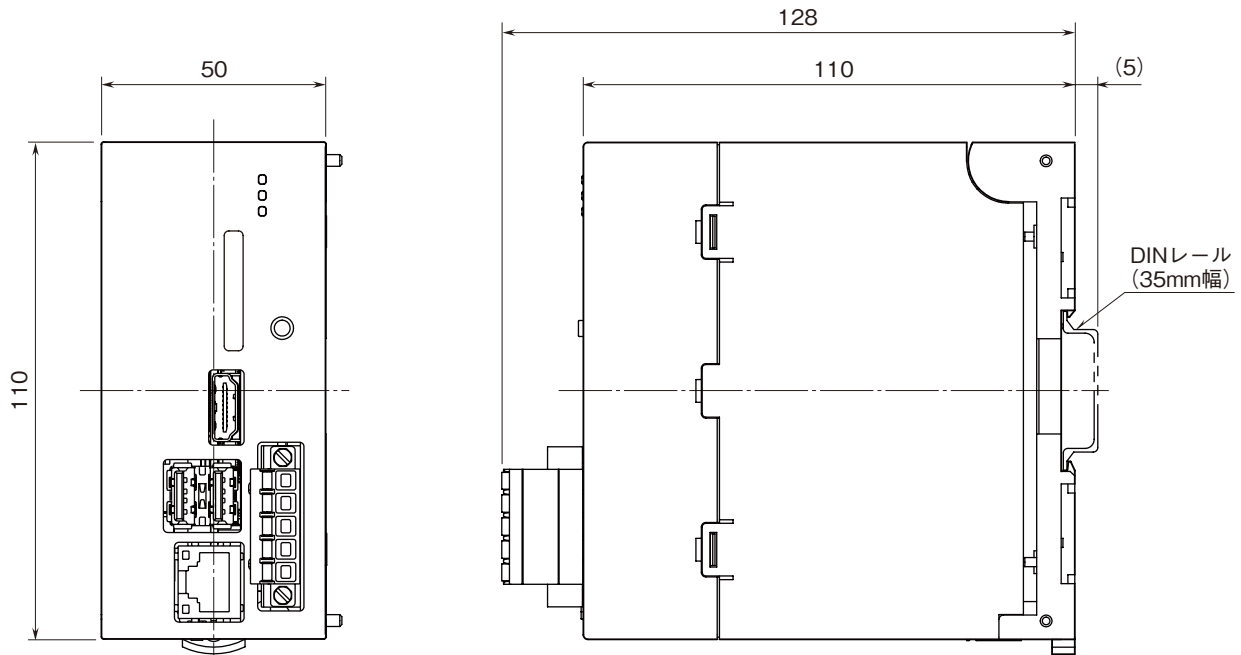


盤の底板、配線ダクト (高さ50mm以下) を示す。

接 続

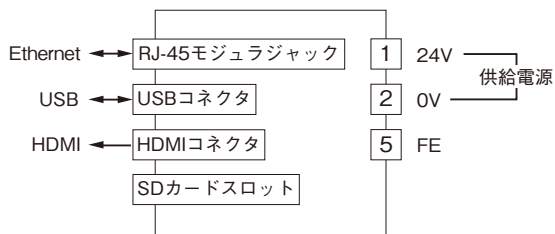
各端子の接続は端子接続図を参考にして行って下さい。

外形寸法図 (単位: mm)



端子接続図

注) FE 端子は保護接地端子 (Protective Conductor Terminal) ではありません。



配 線

■適合コネクタ

FKCN2,5/5-STF-5,08 (フエニックス・コンタクト製)
(本器に付属)

■コネクタ形スプリング式端子台 (供給電源)

推奨圧着端子:

- AI0,25-10YE 0.25 mm² (フエニックス・コンタクト製)
- AI0,34-10TQ 0.34 mm² (フエニックス・コンタクト製)
- AI0,5-10WH 0.5 mm² (フエニックス・コンタクト製)
- AI0,75-10GY 0.75 mm² (フエニックス・コンタクト製)
- AI1-10RD 1.0 mm² (フエニックス・コンタクト製)
- AI1,5-10BK 1.5 mm² (フエニックス・コンタクト製)
- AI2,5-10BU 2.5 mm² (フエニックス・コンタクト製)

適用電線: 0.2 ~ 2.5 mm²

剥離長: 10 mm

保 証

本器は、厳密な社内検査を経て出荷されておりますが、万一製造上の不備による故障、または輸送中の事故、出荷後3年以内正常な使用状態における故障の際は、ご返送いただければ交換品を発送します。

使用許諾契約

本器には SCADALINXpro がプリインストールされております。
ご購入、ご使用いただく前に、下記 SCADALINXpro のエンドユーザ使用許諾契約をあらかじめお読み下さい。
本器の購入または使用開始をもって、使用許諾契約にご同意いただいたものとします。

エンドユーザ使用許諾契約

本製品（第2条で定義）のインストールを進めることによって、お客様は、本製品の使用を考慮した上でこのエンドユーザ使用許諾契約（以下「本使用許諾契約」という）の条件に同意したものとみなされます。

第1条 エンドユーザ使用許諾契約

本使用許諾契約は、お客様とシンガポール法人である Roboticsware PTE. LTD.（本店所在地 60 Playa Lebar Road #09-25, 409051 Singapore 以下、「当社」という）との間の法的契約です。

第2条 用語の定義

本使用許諾契約において、以下の用語は以下の意味を持つものとします。

- (1) 「ライセンス」とは、本使用許諾契約の規定に従って本製品を使用するためのライセンス（使用許諾）を意味します。
- (2) 「本製品」とは、マニュアル等において当社が指定するソフトウェア製品であって、インストーラ及びインストールを進めることによってインストールされるソフトウェア製品を意味します。
- (3) 「マニュアル等」とは、当社がそのウェブサイト又はその他適切な方法により公表する製品仕様ページ、マニュアル、サポートサイト、FAQ、価格表等の価格情報及びその他本製品の使用方法・使用条件・対価について記述した電子的な又は紙媒体によるドキュメントを意味します。
- (4) 「製品版」とは、本製品のライセンスを受けるために代金を支払う必要がある本製品の形態を意味し、その中にはサブスクリプション版と通常版があります。
- (5) 「評価版」とは、本製品の購入を検討するために代金を支払わずして本製品のライセンスを受ける本製品の形態を意味します。
- (6) 「インスタンス」とは、稼働している OS の数を意味します。
- (7) 「ライセンスキー」とは、製品版のライセンスを許諾された場合に与えられる USB ドングル又は機能制限を解除するコード等を意味します。ライセンスキーによる認証によって、製品版として本製品を利用することができます。
- (8) 「当社ウェブサイト」とは、本製品に関して当社が設置又は管理するウェブサイトを意味します。
- (9) 「知的財産」とは、発明、考案、意匠、著作物及び他の制作物、ソフトウェア、商標、サービスマーク、商号、屋号、ドメイン名、トレードドレス、業務上の信用・のれん、デザイン、データベース、ノウハウ、アイデア、アルゴリズム、及び他の営業秘密、並びにその他の知的財産の総称又はその一部を意味します。
- (10) 「知的財産権」とは、知的財産にかかる特許権、実用新案権、意匠権、著作権及び他の関連権利、ソフトウェアの権利、商標、サービスマーク、商号、屋号、ドメイン名、トレードドレス、業務上の信用・のれん、デザイン、及びデータベースに関する権利、不正競争行為・不正な表示等から保護される権利、ノウハウ、アイデア、アルゴリズム、及び他の営業秘密を独占的に使用・保護する権利、その他の知的財産権（登録の有無を問わず、知的財産を独占的に利用できる権利を含みます）の総称又はその一部を意味します。
- (11) 「権利侵害主張」とは、本製品につき第三者が行う、何らかの知的財産権若しくは他の権利を侵害しているという主張を意味します。
- (12) 「反社会的勢力」とは、暴力団、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、若しくはこれらに類する団体、又はこれらの構成員、準構成員、その他これらに準ずる者若しくはこれらのいずれかであった者を意味します。

第3条 ライセンス

お客様が本使用許諾契約の条件に従うことに同意し、かつ実際に本使用許諾契約の条件を遵守していることを条件として、当社は、次のとおり本製品を使用するための非独占的かつ譲渡不能なライセンスをお客様に許諾します。

- (1) 本製品を1つのインスタンス上で使用すること、ただし、IPLink コントロール (ClientIPLink6.ocx) はインスタンスの数に限らず使用できる、またブラウザは購入したクライアントライセンスの数のインスタンス上で使用できる
- (2) マニュアル等に記載の条件を遵守して使用すること

第4条 製品版のライセンス

- 1 製品版については、ライセンスを受ける条件として、お客様は、本製品の種類及びクライアントライセンスの数に応じて当社がマニュアル等において定める対価を、マニュアル等に定める方法により支払う必要があります。なお、いかなる場合も、お客様は、当社並びに当社の販売店若しくは代理店が既に受領した対価その他の金員の返還を求めることはできません。

2 お客様は、前項の対価を支払った場合、以下の期間、ライセンスを受けます。

(1) サブスクリプション版

所定の期間に応じた対価を支払うことにより、当該期間中、本製品のライセンスを受けます。

利用期間、更新の方法、対価の金額、その他の詳細についてはマニュアル等に定めます。

なお、サブスクリプション版については、期間中の中途解約はできません。

(2) 通常版

マニュアル等に記載の対価を支払うことにより、期間の制限なく、本製品のライセンスを受けます。対価の金額、その他の詳細についてはマニュアル等に定めます。

ただし、お客様の購入時には本製品が対応していた OS につき、OS メーカーのサポート終了等によって、当該 OS 上で本製品の使用の継続がセキュリティ上不適当とされる場合があります。

3 製品版のライセンスの内容

(1) 製品版については、お客様は、本製品の種類及びクライアントライセンスの数に応じ、かつマニュアル等に記載の条件にしたがって、本製品の全機能を制限なく使用できます。

(2) 製品版については、本製品を使用して開発されたソフトウェアを、本製品とライセンスキーを添付して配布することができます。ただしお客様が、本製品によって開発したソフトウェアを使用して第三者にサービスを提供する場合には、お客様は製品版のうちサブスクリプション版のライセンスを受ける必要があり、通常版のライセンスではこうしたお客様は当該サービスを提供することができません。

第5条 評価版のライセンス

1 評価版については、お客様は、ユーザーとして本製品の購入を検討するための評価の目的のために限って本製品を使用することができます。

2 評価版においては、連続してオンラインモードで運用できる時間に一定の制限があるなど、本製品の使用に制限があります。評価版に加えられる機能制限・使用制限については、マニュアル等に示したとおりとし、かつこの機能制限の内容については、当社が随時予告なく変更できるものとします。

3 評価版については、当社は、当社ウェブサイトにおいて予告することにより、ライセンスの提供を廃止することができます。

第6条 禁止事項

お客様は、本使用許諾契約において明示的かつ限定的に許可した場合を除き、次の行為をおこなうことはできません。

(1) 当社の事前の書面による同意なしに、本製品を転売、譲渡、サブライセンス、賃貸、リース、貸与、頒布すること

(2) 本製品の一部または全部を再パッケージ化、翻訳、改変、引用、変更、派生物に基づく著作物の制作、または他のコンピュータプログラムの統合を行うこと

(3) 本製品を使用して、違法行為に従事させたり、他の人にそれを許可したりすること

(4) 本使用許諾に基づく権利または義務を他者に移転または譲渡したり、バックアップの目的以外に本製品の全部または一部を他の媒体にコピーすること

(5) 該当する法律に従ってリバースエンジニアリングまたは逆コンパイルすることを明示的に許可されている場合を除いて、本製品のソースコードを逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングまたはその他の方法で発見すること

(6) 当社の書面による事前の承諾なしに、本製品のパフォーマンスに関するテストの結果、本製品の動作状況・動作結果等に関するデータを公表すること

(7) 本製品と直接競合する製品やサービスを開発又は提供する目的で本製品を使用すること

(8) 前各号のほか、マニュアル等によって明示的に示された使用方法以外の方法で本製品を使用すること

第7条 知的財産権

本製品及びマニュアル等には当社の知的財産が含まれ、又は実施されており、これら知的財産は法律によって保護されている知的財産権です。お客様は、本製品及びマニュアル等のすべての知的財産権が全世界で当社に属すること、本製品及びマニュアル等にかかる知的財産権が、本製品を本使用許諾契約等の条件に厳密にしたがって使用するために必要な範囲でお客様に非独占的にライセンスされており、お客様に譲渡・移転されることはないこと、及び本使用許諾の条件に厳密に従って使用する以外に権利がないことを承認するものとします。

第8条 非保証・免責

1 当社は、本製品について一切の保証の責任を負わないものとします。当社は、本製品をそのままの状態 (as is) で、以下の各事項を含め、いかなる保証 (明示的か黙示的に関わらず、また、販売見込み又は特定の目的への適合性に関する黙示的保証を含み、これらに限定されない) もすることなく提供するものとします。

(1) 本製品が、第三者の知的財産権を侵害していないこと

(2) 本製品がお客様のすべての商業的要求に合致すること

(3) 本製品が、お客様の期待する速度若しくは態様で動作若しくは反応すること

(4) 本製品の動作において中断若しくは中途終了がないこと、又はエラーフリーであること

(5) 本製品が、お客様の期待する機能若しくは操作性がすべて備えられていること

- (6) 本製品が、誤動作、その他の誤りを生じないこと
 - (7) 本製品の使用に関し、データの改変若しくは消失等の事故がないこと
 - (8) 本製品につき、お客様が使用する他のミドルウェア・ソフトウェア・機器・設備・通信環境との相性不良が生じないこと、又はこれらに稼働停止その他の障害が生じないこと
 - (9) 本製品又は本製品を使用する機器に、ウィルス等の侵入又は不正アクセスがないこと
- 2 本製品に関して前項各号のいずれかに定める事象が生じたとしても、かつこれらについて当社又は当社の販売店若しくは代理店の責に帰すべき事由がある場合であっても、当社並びに当社の販売店若しくは代理店はお客様及び第三者に対して何らの責任を負いません
- 3 当社は、マニュアル等において、本製品が実装している機能について記載することがあり、そのほか通信速度等に関するレポートなどを記載することがあります。これらの記載は、お客様に対して本製品の標準的な機能や、ある特定の環境における通信速度の例を示したにすぎず、特定の機能や性能について本条 1 項に反して特定の保証（明示か黙示かを問わない）を行うことを意味するものではありません。

第 9 条（権利侵害に関する措置）

- 1 本製品そのものにつき権利侵害主張がなされ、これに基づいてお客様に対して法的請求が開始された場合には、第 8 条 1(1) に定める当社の非保証の規定を前提としつつ、当社は、お客様が本使用許諾契約及びマニュアル等を遵守している限りにおいて、当社の費用負担において当該権利侵害主張に対処します。
- 2 前項の場合、お客様は、当該権利侵害主張がなされた事実を速やかに当社に対し書面で通知し、当社からの要請があった場合には、当該権利侵害主張に関するあらゆる資料・情報及び証拠物を提供する等当社並びに当社の販売店若しくは代理店を全面的に支援し、かつお客様に代わって当該権利侵害主張に対する防御手段を取る権利、並びに、当該権利侵害主張を当社単独で訴訟、調停、仲裁、訴訟内外の合意により解決する権限を当社に対して与えるものとします。これらのいずれかに反した場合、当社は、前項の対処を行う義務を負いません。
- 3 権利侵害主張がなされ、当社がその裁量でその主張が認められる可能性があると判断する場合、当社又は当社の販売店若しくは代理店は、お客様に対して本製品の使用停止を求めることができます。また、権利侵害主張の全部若しくは一部を認容する旨の判決が下された場合、又は当該判決が下される恐れがあると当社が判断した場合には、侵害の回避のために自己の裁量による判断及び自己の費用負担で本製品の内容を修正するか、又は実質上同様の機能を備える他のプログラムと交換することができます。またこれらの措置が技術的観点・商業的観点から著しく困難である場合、当社はお客様に事前に通知することにより、ライセンスを終了させることができます。この場合に限り当社は、本製品の対価を以下のとおり返金します。
- (1) サブスクリプション型の場合

$$\text{当該使用期間の残月数 (1ヶ月未満は切捨)} \times (\text{年間対価} \div 12)$$
 - (2) 通常型の場合
 ライセンス終了の効力が生じる時点でお客様の使用期間が 3 年未満の場合に限り以下の金額を返金します。

$$(3 \text{年} - \text{実際の使用期間}) \text{の月数} \times (\text{対価} \div 36)$$
- 4 前各項所定の権利侵害主張につき、次に定める場合においては、当社は当該権利侵害主張について、本条に定める対処の義務を負いません。
- (1) 当該権利侵害主張が、製品を使用してお客様が開発したソフトウェア又はこれを構成する構成要素を理由とする場合
 - (2) 当該権利侵害主張が、マニュアル等に記載されていないソフトウェア、ハードウェア若しくはその他のものと本製品との組み合わせ若しくは接続に基づくものである場合
 - (3) 当該権利侵害主張が、当社が行ったものでない修正・変更がなされた本製品に対するものである場合
 - (4) 当該権利侵害主張が、当社がお客様に本製品の使用停止を通知した後、お客様が本製品を使用したことに基づくものである場合
 - (5) 当社が本製品の再リリース版又は最新リビジョンへの更新を当社ウェブサイトにおいて案内しているにもかかわらず、更新前の本製品を使用していた場合
 - (6) 当該権利侵害主張の原因が、もっぱらお客様による本製品の使用方法に起因する場合
- 5 本条の規定は、第 8 条 1 項 (1) に定める当社の非保証の規定及び同条 2 項の免責の規定の効力を妨げるものではありません。

第 10 条 責任の制限

当社並びに当社の販売店若しくは代理店は、たとえ損害が発生するおそれのあることを事前に知らされていたとしても、本製品の使用若しくは使用不能、又はこれらの結果に関してお客様又は第三者の被った損害について何らの責任も負わないものとします。当該損害には、本製品を使用したことによるものと本製品を使用できなかったことによるもの（データの消失、誤ったデータの生成、損害を被ったのがお客様である場合と第三者である場合、及び本製品が他のプログラムと連携して適切に動作しない場合を含み、これらに限定されない）を問わず、一般的、特殊的、偶発的、必然的な損害、並びに逸失利益、得べかりし売上及び他の機会損失のすべてを含みます。なお、当社並びに当社の販売店若しくは代理店が損害賠償責任を負う事になった場合であっても、当社並びに当社の販売店若しくは代理店の損害賠償責任の総額・累計額（損害賠償の原因が複数ある場合の累計額）は、その理由を問わず、本製品についてお客様が実際に支払った金額を上限とし、サブスクリプション型については 1 年分の対価を上限とします。

第 11 条 ライセンスの終了

- 1 当社は、本使用許諾契約の条件に従ってのみ本製品を使用することをライセンスしており、本使用許諾契約において別途定める場合のほか、以下の場合、本使用許諾契約に基づくお客様に対するライセンスは、予告・催告なしに、当社からの通知によって自動的に終了します。
 - (1) 本使用許諾契約の条件を遵守しなかった場合、又は不遵守の意思を明示した場合
 - (2) 本使用許諾契約の条件の有効性・適法性を争った場合
- 2 前項のほか、サブスクリプション型の製品版のライセンスは、サブスクリプション期間が満了し、かつ、お客様がサブスクリプションの更新の手続（更新期間に対応する対価の支払を含みます）をしなかったときは自動的に終了します。
- 3 何らかの理由で本使用許諾に基づく権利が終了した場合は、お客様は、直ちに本製品の使用をすべて停止し、本製品を構成するファイル及び本製品のインストール時に発生したファイルのすべてを破棄・消去する必要があります。本条 1 項に基づきライセンスが終了した場合、第 4 条 1 項なお書の規定が適用されます。

第 12 条 通知

本製品に関する事項、ライセンスに関する事項等に関して当社からお客様に対して行う通知は、当社の判断により以下のいずれかの方法で行うことができます。

- (1) お客様がアカウントの登録の際又はその後に当社に届け出たお客様の電子メールアドレスへの電子メールの送信。この場合は、当社がお客様へ電子メールを発信した時をもって、お客様に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) お客様がアカウントの登録の際又はその後に当社に届け出たお客様の住所宛への郵送（お客様が日本国外の場合には国際宅配便を含みます）。この場合は、郵便物をお客様の住所に発送した時をもって、お客様に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) お客様がアカウントの登録の際又はその後に当社に届け出たお客様の FAX 番号へのファクシミリ送信。この場合は、当社がお客様へファクシミリを発信した時をもって、お客様に対する通知が完了したものとみなします。

第 13 条 秘密の保持

- 1 お客様は、本製品に関し、サポート又は問合せへの回答として当社から開示された技術情報、本製品の仕様のうち公開されていないもの、本製品に関連した当社との連絡通信の内容について、本製品の使用目的以外では使用せず、当社の事前の同意なくして公表したり第三者に対して開示したりしないものとします。またその他、適切な秘密表示により秘密である旨を当社が明示した情報も同様とします。
- 2 前項の規定の適用については、以下の情報については除外するものとします。
 - (1) 当該情報の知得の前に正当に保有していた情報
 - (2) 当該情報の知得の前に、公知となっていた情報
 - (3) 当該情報の知得の後に、お客様の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (4) お客様が、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (5) 法令又は裁判所の命令に基づき開示が義務付けられた情報
- 3 当社は、サポート又は問合せとしてお客様から受けた質問及び当社からの回答については、FAQ を含めマニュアル等に掲載することができます。また、お客様の質問、意見、提案、及びフィードバックについては、当社は本製品の分析、修正、改良、及びバージョンアップ、並びに他の製品やサービスの企画、開発及び提供に利用することができます。
- 4 本条の規定は、第 11 条に基づきライセンスが終了した後も存続します。

第 14 条 反社会的勢力の排除

- 1 お客様は、現在及び将来にわたり、自己、自己の役員及び実質的に自己の経営を支配する者が反社会的勢力に該当しないこと、及び反社会的勢力と一切関係を有していないことを表明し保証します。ここでいう「関係」とは、反社会的勢力の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあること、反社会的勢力に対し資金、武器等の供給を行うなど反社会的勢力の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与すること、業務の遂行等において積極的に反社会的勢力を利用し、反社会的勢力の維持若しくは運営に協力していることをいいます。
- 2 お客様は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫の行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し確約します。
- 3 当社は、お客様が前二項に違反したとき、又は違反していたことが判明したとき（これらの事実についての報道又は捜査機関からの情報提供があったときを含む）は、何らの催告を要せず、直ちにライセンスを終了させることができます。なお、本項によるライセンスの終了によってお客様に生じた損害を賠償する義務を負いません。

第 15 条 準拠法及び合意管轄

本契約は、日本国法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。本契約に関連して発生した当社又は当社の販売店若しくは代理店と、お客様との間の一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、当社又は当社の販売店若しくは代理店は、当該紛争を、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って東京でなされる仲裁で解決するために仲裁を申し立てる権利を持ちます。当該仲裁手続は日本語で行い、仲裁人は 1 名とします。仲裁判断は、管轄権を有する裁判所で執行判決を得ることができます。

第 16 条 サブスクリプション版のライセンスの終了

- 1 サブスクリプション版に関しては、本製品は、当社が管理するインターネット上のサーバーとの通信・データのやりとりを必要とします。そのため、当社は、その技術的・商業的理由から正当な理由がある場合には、当該サーバーの運用を中止することができ、これに伴ってすべてのお客様に対するサブスクリプション版のライセンスを終了させることができます。この場合には、お客様に対して 6 か月以上前に通知します。ただし、技術的・商業的理由からやむを得ない場合、当該期間を短縮するか事前の予告を置かないことがあります。
- 2 前項の場合、当社は、第 9 条 3 項を準用し、お客様に対して本製品の対価を返金します。前項の本ライセンスの終了にかかる当社の責任は、本項に定めるものをもってすべてとします。

第 17 条 存続規定

特定のお客様に対する本製品のライセンスが終了した後であっても、本使用許諾契約第 8 条から第 10 条、第 11 条 3 項、及び第 12 条から第 15 条、第 16 条 2 項、第 17 条及び第 18 条の規定は、引き続き当該お客様に適用されます。

第 18 条 一般条項

- 1 本使用許諾契約は、本使用許諾契約の主旨に関する当社とお客様との間の完全な合意を契約化したものであり、同じ内容に関するこれまでの合意、交渉及び理解に優先します。
- 2 本使用許諾契約の条文にある見出しは、本使用許諾契約の解釈に影響を及ぼしません。
- 3 お客様について本使用許諾契約に対する違反又は不履行が生じ、当社又は当社の販売店若しくは代理店が権利放棄をした場合でも、以後の同種若しくは類似の違反又は不履行に対して権利放棄をしたとはみなされません。また、お客様による本契約の違反又は不履行に対し、当社が権利行使を遅滞し又は行使しなかったとしても、その権利の存否や有効性は影響を受けません。
- 4 本使用許諾契約の各条項は可分であって、ある条項が違法、無効又は執行不能であることが確定しても、その余の条項が影響を受けることはありません。

第 19 条 サードパーティ製ライブラリの再配布条件

本製品は、アドバンスソフトウェア株式会社の著作物である「VB-Report Ver3.0 (ActiveX 版)」を再配布条件に基き使用しています。アドバンスソフトウェア株式会社の著作物は、バックアップの目的以外では一切の複写を許可しません。

第 20 条 オープンソースソフトウェア

- 1 本製品にはオープンソースソフトウェア (以下「OSS」という) ライセンスモデルの下で使用許諾されるプログラム又はコードが含まれています。これら OSS プログラム及びコードの使用に際し、お客様は適用法令によって許される範囲において、該当する OSS ライセンスの条件、条項及び義務に従うものとし、本使用許諾契約に記載される本条項を除くお客様に対する権利・義務及び制限に優先するものとします。
- 2 前項の OSS ライセンスについては、当社ウェブサイトの下記ページをご参照ください。ただし URL は予告なく変更されることがあります。

<https://www.roboticsware.com/oss/>

第 21 条 コーデック

本製品がサポートするコーデックについては、当社ウェブサイトの該当ページをご参照ください。ただし URL は予告なく変更されることがあります。

<https://www.roboticsware.com/codec/>